

山形大学 免許状更新講習受講申込書

[受講者本人記入欄] 17yuj00001

ふりがな 氏名	じゅこう たろう	申込印	生年月日	昭和55年1月1日	写真貼付欄 縦4.0cm×横3.0cm	
	受講 太郎					
連絡先	(千 999-9999) 東京都葛飾区 1-1-1					
	(TEL) 999-999-9999					
受講対象者の区分 ~ の中から該当する区分に記入してください。	幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) 千葉県 市立 中学校				
	教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(職名) 教諭	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	教員勤務経験者		(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士			(勤務先)		
	その他			(勤務先)	(職名)	

所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。)

記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
小学校教諭専修免許状		平成22年4月1日	平成32年3月31日
小学校教諭一種免許状		平成22年4月1日	平成32年3月31日
小学校教諭二種免許状		平成22年4月1日	平成32年3月31日

所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。
「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) 既に修了確認もしくは延期・免除した場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) 複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成32年3月31日

受講希望講習について記入してください。

「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習	【必修】30年度対応テスト講習01	平成30年2月1日
選択必修領域講習		
選択領域講習		

障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

[証明者記入様式] に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。(両面印刷も可)

〔証明者記入様式〕

校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな 氏名	じゅこう たろう	生 年 月 日	昭和55年1月1日
	受講 太郎		

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「 」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3 ）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条 ）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条 ）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条 ）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条 ）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3 ）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条 ）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条 ）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条 ）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第9条 ）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

証明者名

(機関名・役職名)

(氏名)

印

.....
余白に郵便振込領収書（写）を貼り付けてください。

旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

<旧免許状>

平成21年3月31日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

<新免許状>

平成21年4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

受講対象者の証明の方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法（注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3） 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条）	公立学校 校長の証明 校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条）	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条）	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条）	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第9条）	任用又は雇用する可能性がある者の証明

（注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

(別紙)

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
小学校教諭特別免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日
中学校教諭専修免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日
中学校教諭一種免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日
中学校教諭二種免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日
中学校教諭特別免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日
高等学校教諭専修免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日
高等学校教諭一種免許状	国語	平成22年4月1日	平成32年3月31日